



南都銀行と「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」を締結

令和3年1月19日、生駒市は株式会社南都銀行と「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」を締結しました。

生駒市と株式会社南都銀行は、平成29年8月に包括連携協定を締結し、相互の資源を活用しながら地域経済の発展や市民サービスの向上につとめており、今回は包括連携協定に基づく協定です。

同行の遺言代用信託商品「<ナント>安心とどける信託「家族円満」〔寄附コース〕」は、遺言書の作成によらず寄附先に相続財産の一部を寄附する商品で、本協定の締結により、生駒市を寄附先として指定できるようになりました。

同行が遺言代用信託を活用した寄附制度について協定を締結するのは、本市が初めてです。また、遺言代用信託を活用した寄附商品は、関西の地域金融機関で初めての取り扱いになります。

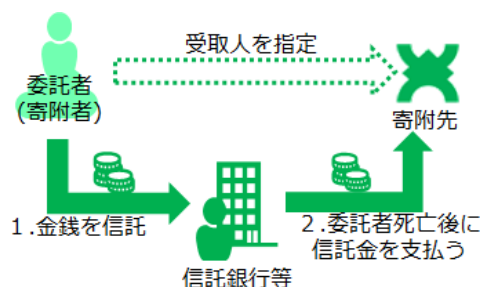
■ <ナント>安心とどける信託「家族円満」〔寄附コース〕概要

- 1 寄附者 20歳以上の個人
- 2 申込金額（信託金） 100万円以上300万円以内（1万円単位）
- 3 信託期間 5年以上30年以内（1年単位）
- 4 寄附者負担 申込時に信託金の1.1%（消費税込）
- 5 取扱店舗 全営業店（出張所を含む）

■ 遺言代用信託とは

委託者（寄附者）が信託銀行等に金銭を信託しておく、委託者が亡くなった後、あらかじめ指定した受取人に信託銀行等が信託された財産を支払う仕組みです。

遺言代用信託の受取人を寄附先にする事で、寄附することができます。



この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市行政経営課（課長 南口、課長補佐 後藤） ☎0743-74-1111(内線 311)